

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 4 月 21 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・9 石井 康宏・10 川口 邦次
11 横山 帛生・12 浅生 哲也・13 平井 秀次・19 佐野すま子
21 坂野 大徹・24 川邊 千秋

以上 14 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議 事 録 署 名 者 1 太田 泰弘・2 太田 義政

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (地上権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 8 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・地上権)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第4回第1農地部会を開催させていただきます。本日の出席委員は14名、全員出席です。
それでは議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
1番 太田泰弘委員、2番 太田義政委員、よろしく申し上げます。
まず、始めに、会長専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第8号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページ2ページをお願いします。
報告案件は、農業委員会への通知や届出についてですが、これは農業委員会で議決の必要がありません。このため、事務局でその都度、事務処理しております。
部会で1か月分の状況を報告案件として上げております。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
これは、借入した農地を所有者に返す時等に、農業委員会に通知をするということになっております。
番号1から11で、2ページをご覧いただきたいと思います。合計で件数は11件、合計面積は田で23,790㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約をしたものであります。
次に3ページから8ページをお願い致します。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
これは農地を相続した時には農業委員会への届けが必要になるということで報告をさせていただきます。
番号1から14で、8ページをご覧いただきたいと思います。合計で件数は14件、合計面積は61,935㎡で、その内訳は、田が47,442㎡、畑が14,493㎡でございます。
なお、この中で現況地目の欄が宅地になっているところがあります。これにつきましては、無断転用の可能性があるということで、届出人に対して指導を

させていただきます。

9ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

これは、市街化区域内の農地の転用で、農業委員会へ届出があったものです。

番号1は一般個人住宅用地、番号2、農業用倉庫用地、番号3、共同住宅用地、以上件数は3件で、合計面積は1, 193㎡、この内訳は、田が547㎡、畑が646㎡でございます。

10ページ、11ページをお願い致します。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。

これは市街化区域内の農地を転用する時、権利の移動が伴う場合は、農業委員会へ届出をします。

権利の内容ごとにまとめて報告をさせていただきます。報告第4号につきましても、所有権移転で売買などの場合の届出になります。

番号1、長屋住宅用地、番号2、建売分譲住宅用地、番号3、工場用地、番号4、建売分譲住宅用地、

11ページになりますが、番号5、長屋住宅用地、番号6、物置用地、番号7、資材置場用地、番号8、駐車場用地、番号9、一般個人住宅用地、番号10、番号11は太陽光発電施設用地。

以上合計件数は11件で、合計面積は9, 937. 57㎡。この内訳は田が2, 462㎡。畑が7, 206㎡。その他ですが、これは台帳地目が宅地の農地で269. 57㎡です。

続きまして12ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(地上権)でございます。

これは地上権を設定する場合の届出ということになります。番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は田で734㎡でございます。

13ページをお願い致します。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)でございます。

これは賃借料が発生しない無償での貸し借りで使用貸借です。

番号1、番号2が一般個人住宅用地。番号3、太陽光発電施設用地。

以上件数は3件で、合計面積は1, 645㎡、この内訳としまして田が560㎡。畑が1, 085㎡でございます。

続きまして14ページをお願い致します。

報告第7号 時効取得による所有権移転について、でございます。

これは民法上の時効により農地を取得された場合で、法務局からの通知によるものです。

番号1、権利者 _____、申請地の地目は畑、面積は466㎡、取得年月日は昭和57年1月18日でございます。この案件につきましても、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

15ページをお願いいたします。

報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

農地所有適格法人は、耕作目的で農地の所有が認められた法人で、年に1回、必要な要件を備えているか、農業委員会に報告する必要があります。

番号1、(株)_____、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で3.6 ha

番号2、_____農事組合法人、主たる耕作物 野菜、耕作面積 田

1.8 ha 畑28.1 ha 採草放牧地9 ha 合計38.9 ha

番号3、_____ (株)、主たる耕作物はほうれん草、耕作面積 田0.61 ha

畑1.05 ha 合計1.66 ha

番号4、(有)_____、主たる耕作物は花苗、耕作面積は、田で3.73 ha

番号5、(株)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で82 ha

番号6、(株)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で35 ha

番号7、(株)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で86 ha

番号8、(株)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田20 ha

番号9、_____ (株)、主たる耕作物は茶、耕作面積は、畑で4.42 ha

番号10、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で24 ha

番号11、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田55.9 ha、畑1.1 ha、合計57 ha

番号12、(有)_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田60 ha 畑0.03 ha 合計60.03 ha

番号13、(株)_____、主たる耕作物はブロッコリー、耕作面積 畑3.12 ha

番号14、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で4.8 ha

番号15、農事組合法人_____、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田で10 ha

以上件数は15件で、いずれの案件につきましても、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されま
す。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願ひし
ます。

議 長 事務局より報告があったとおりでございます。よろしくお願ひします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

これは、農地を農地として売買又は、賃貸借を行う時には、農地法第3条の許可及び、農業経営基盤強化促進法の決定を受ける必要があります。

それでは番号1の説明をします。

地区 櫛形、受人 (株)_____代表取締役 _____、面積968,403㎡
渡人 _____、面積2,000㎡ 申請地 殿村大垣内_____、台帳地目・
現況地目とも田、面積1,762㎡外1筆で合計面積2,000㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高野尾、受人 _____、面積22,865㎡、渡人 _____、面積4,162㎡、申請地 高野尾町寺谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積252㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 椋本、受人 _____、面積19,588.40㎡ 渡人 _____、面積15,375㎡、申請地 芸濃町椋本西富家 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積576㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 明、受人 _____、面積15,062㎡、渡人亡き _____、申請地 芸濃町楠原大坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,431㎡外1筆、合計面積で1,897㎡です。

これにつきましては、特定遺贈になります。

番号5、地区 辰水、受人 _____、面積7,380㎡ 渡人 _____、面積4,413㎡、申請地 美里町穴倉谷垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積436㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 村主、受人 _____、面積22,154㎡、渡人 _____、面積12,667㎡、申請地 安濃町川西多倉田 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積125㎡。これにつきましては、次の番号7の畑との自作地相互の交換になります。

番号7、地区 村主、受人 _____、面積12,667㎡、渡人 _____、面積22,154㎡、申請地 安濃町川西多倉田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積72㎡外2筆、合計面積279㎡。

これにつきましては、先ほどの番号6の畑との自作地相互の交換及び一筆につきましては営農拡大ということになります。

番号8、地区 安濃、受人 _____、面積10,326㎡ 渡人 _____、面積2,873㎡ 申請地 安濃町太田倉谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積528㎡外1筆で合計面積1,027㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は合計で8件、合計面積は、6,592㎡、この内訳で、田が4,220㎡、畑が2,372㎡でございます。

いずれの案件につきましても、**全部効率利用要件、これは機械や労働力が確保され、すべての農地を耕作しているかという要件になります。農作業常時従事要件、必要な農作業に常時従事するかということ。**

下限面積要件、これは、一般的には許可後の耕作面積が5反以上必要になります。地域との調和要件、農地の集団化、地域の水利調整などに支障がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。楡形地区。

前川委員 5番 前川です。申請地は別紙の通りで、特に事務局の説明通りで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。高野尾地区。

坂倉委員 3番 坂倉です。14日に現地確認を行いました。特別問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。芸濃地区。

川口委員 10番 川口です。14日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。事務局のとおり、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。美里地区。

横山委員 11番 横山です。申請地は別紙資料の通りです。12日に地元推進委員及び事務局の立会ひのもと、現地確認を行いました。事務局の説明通りで何ら問題はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。6番、7番

平井委員 13番 平井です。申請地は別紙資料の通りです。14日に地元推進委員と共に、現地確認を行いました。事務局の説明通り特に問題はありません。

議 長 ありがとうございます。8番。

淺生委員 12番淺生です。現地に地元推進委員と現地確認を行いました。問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。委員の皆さんありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については許可することを決定いたします。
次に議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 続きまして17ページをお願ひいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。
市街化調整区域や都市計画の線引きの無い区域の農地に建物を建てるなど、所有者自らが農地を転用するときには、農地法第4条の許可が必要です。
番号1、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町西南_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積251㎡外3筆、合計面積484㎡です。

これにつきましては、申請地を苗、種子、肥料等の販売店舗用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

この農地区分というのは、耕作に適した優良な農地の順に、農用地区域内農地、甲種、第1種、第2種、第3種があります。基本的に農用地区域内農地、甲種や第1種の農地は、原則転用は認められません。

番号2、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町北黒田御絵堂 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積58㎡外1筆で、合計面積506㎡。

これにつきましては、建設予定の隣接郵便局のための駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は990㎡、このうち田が166㎡、畑が824㎡でございます。

この案件につきまして、農振農用地区域や、ほ場整備された農地などの優良農地ではない、また、周辺農地に悪影響が無いなどの農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、高野尾。

坂倉委員 3番坂倉です。申請地は別紙資料の通りです。14日に地区推進委員と現地確認を行いました。問題なく事務局の説明通りであります。以上です。

議 長 ありがとうございます。2番、黒田。
私の担当地区です、現地確認を行いました。郵便局の駐車場です。別に問題ありません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可所有権）事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページから21ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

市街化調整区域や都市計画の線引きのない農地を転用するときで、所有権移転や賃借権設定など権利移動が伴う場合には、農地法第5条の許可が必要になります。権利の種類ごとにまとめて審議をお願いしております。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地一身田豊野西田端 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積175㎡外2筆、合計面積1,480㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発

電施設用地とするものです。パネル設置面積は、314.26㎡、利用率は、法面や日陰部分が多いため、転用面積の21.2%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 半田松ヶ枝 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,668㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、サービス付き高齢者向け住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸与市垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積228㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自家用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 雲出島貫町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積450㎡ 外1筆、合計面積934㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、483㎡、転用面積の51.7%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 高野尾、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地高野尾町新林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積598㎡外41筆、合計面積19,921㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネルの設置面積は、9,519.2㎡、一体利用地を含めた合計面積が21,731㎡になりますが、この43.8%がパネルの設置面積です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 黒田、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行大広 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積1,421㎡外1筆、合計面積2,257㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接山林からの土砂採取のための集積作業用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町忍田満谷 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積403㎡外2筆で合計面積1,630㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、カエデ、クヌギを188本植林しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町忍田満谷 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積679㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町高座原宮之前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積191㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地の庭用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多東大澤 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,140㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、498.15㎡、転用面積の43.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町大塚向山_____、台帳地目・現況地目とも畑、一部宅地、面積381㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。なお、申請地の一部に、昭和47年ごろから居宅が建築されており、渡人から始末書の提出があります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町田端上野畑田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,108㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は、31,617㎡、このうち田が18,450㎡、畑が13,167㎡でございます。

いずれの案件につきましても農振農用地区域や、圃場整備された農地などの優良農地でない、周辺農地に悪影響がないなどの農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、一身田。

田村委員 4番、田村です。申請地は資料の通りです。現地確認は都合が悪く欠席させていただいたんですが、申請地が近隣で、毎日見てます。

当人は高齢でして息子さんもみえないということで、管理も大変になり休耕田になったということを相談受けました。事務局の説明の通り問題は無いと判断しました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとう。2番、3番神戸。

前川委員 5番 前川です。申請地は別紙の通りで、14日に現地確認を行いました。当日は、地元推進委員さんは欠席されたんですけども、事務局の方と一緒にさせていただいて説明の通り問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。4番、雲出。

太田委員 1番 太田です。14日に地元推進委員と現地確認を行いました。現在は雑種地です。住宅地の対岸で隣はキャベツを作っておられたと思います。事務局の説明の通り、問題無いと考えます。

議長 ありがとうございます。5番、高野尾。

坂倉委員 3番 坂倉です。14日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。排水の問題は水路を幅800、U字溝300を作ってもらおうということで、地元自治会

と協定書が結ばれました。よって問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。6番 黒田、私です。
14日に会長、地元推進委員さん、事務局と現地確認を行いました。別に問題は
ありません。

議 長 7番、明。

川口委員 10番 川口です。14日に推進委員さんと一緒に現地確認を行いました。一
部は山林に隣接し、農地として保全していくような状況では無いような場所と
判断しております。事務局の説明通り問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。9番 辰水。

横山委員 11番 横山です。12日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の
説明通りで特に問題はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。10番、安濃。

浅生委員 12番 浅生です。事務局説明の通りです。別に問題ないと思います。よろし
くお願いします。

議 長 ありがとうございます。11番、12番、明合。

浅生委員 12番の浅生です。11番は、一部住宅が建っていましたが、これは僕らが子
供の頃から、既に建っていた家だったもので、始末書の提出もあるので、問題な
いと思います。

議 長 ありがとうございます。

浅生委員 12番同じく浅生です。12番は、近くに住宅地がたくさん建ってて、問題な
いと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありまし
た。皆さんいかがでしょうか

坂野委員 21番 坂野です。初めてなので教えていただきたいのですが、去年まで東北
地方に居まして、東北電力は太陽光発電について今年の12月まで中断しており
ました。年が明けて接続を認めましたけども、中部電力の場合はどうなってるの
か教えてください。

事 務 局 容量が大きなものと電柱との接続関係で時間がかかります。また地区ごと
に制限があるみたいです。事業者ごとに、事前に接続検討の依頼をしており、そ
の回答に基づき事業実施しているようです。中部電力として受電制限がかかって
いるところは今は無いです。

坂野委員	東北の場合は太陽光発電の普及が急に増え、電力線がそれに間に合わなかったという状態があると思うんですけども、中部電力の状況が解りましたありがとうございます。
議長	ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。 次に議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可取り消し願いについて（農業委員許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案書22ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1及び番号2につきましては、平成27年1月の第1農地部会におきましてご審議いただき、同月23日に許可した案件ですが、権利設定を賃貸借権から地上権に変更したいので、許可の取消願いが提出されております。 番号3につきましては、平成27年9月の第1農地部会におきましてご審議いただき、同月24日に許可した案件ですが、先ほどと同様、権利設定を賃貸借権から地上権に変更したいとのことで、許可の取消願いが提出されております。 いずれの案件につきましても、この後の議案第5号で、権利関係を地上権の設定に変更して許可申請が提出されております。 許可の取消願いについて、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、2番、3番と、掠本。
川口委員	10番 川口です。今の事務局の説明通りでございます。別に問題はないと思っております。よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については承認することに決定いたします。 次に議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）事務局の説明をお願いいたします。
事務局	23ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）でございます。

これは、権利移動が伴う農地転用で、権利関係が地上権の設定になります。この3件につきましては、先ほどの取消願いのとおり、以前に農地転用を許可した案件で、今回は、権利関係のみを賃貸借権の設定から、地上権の設定に変更する申請になります。

番号1、地区 椋本、借人 _____代表取締役_____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本青木谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積833㎡です。

これにつきましては、20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。原野等を含む造成面積5,961.93㎡のうちパネル設置面積は2,852.31㎡、全体面積の47.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、借人 _____代表取締役_____、貸人 _____、申請地芸濃町椋本青木谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,327㎡。

これにつきましては、20年間の地上権を設定し、先ほどの番号1と一体的に利用して、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。土地の利用率につきましても番号1と同様、全体面積の47.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区椋本、借人 _____代表取締役_____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本菖蒲谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積308㎡ 外10筆、合計面積4,054㎡。

これにつきましては、20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、2,037.37㎡、転用面積の50.3%に当たります。なお、この案件につきまして、一度許可した経緯があることから既に着工しており、現況地目は雑種地とさせていただきました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は7,214㎡、このうち田が3,037㎡、畑が4,177㎡です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1、2、3、椋本。

川口委員 10番 川口です。事務局の説明通りで現地確認を行いました。太陽光施設を随時施工しているところでした。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・賃貸借権) 事務局の説明をお願いします。

- 事務局 それでは議案書24ページをお願いいたします。
議案書第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)でございます。これは、権利移動が伴う農地転用で、権利関係が賃貸借権の設定になります。
番号1、地区 安東、借人 _____、貸人 _____、申請地 河辺町門脇 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積287㎡外1筆、合計面積1,285㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、464.18㎡、利用率は、日影地を避けて設置するため転用面積の36.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 椋本、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積824㎡外11筆、合計面積8,133㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地をホームセンター建設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上、件数は2件、合計面積は9,418㎡、このうち田が3,462㎡、畑が5,956㎡です。
これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、安東。
- 太田委員 2番 太田です。1000㎡以上ありますので14日に会長、部会長、地元推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。現況は湿田でありまして、非常に耕作が困難であります。
不向きというよりも不可能に近い状況です。よろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。2番、椋本。
- 川口委員 10番 川口です。14日に地元推進委員と現地確認を行いました。地元推進委員さんの意見も色々お伺いしておりまして、事務局の説明通り、広い農地ではありますが、異議はございません。以上です。
- 議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
- 部会委員 <一同 異議なし>
- 議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定いたします。

次に議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書は25ページになります。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。これは、権利移動が伴う農地転用で、権利関係が使用貸借権の設定になります。

番号1、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町内多皆廣_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積14㎡外2筆で、合計面積305㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町清水佐倉_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積192㎡外1筆、合計面積230㎡。これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町戸島上小古曾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,140㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、217.35㎡、利用率は、不整形地で法面が多いため転用面積の19.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件で、合計面積は、1,675㎡、このうち田が230㎡、畑が1,445㎡です。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、2番、3番。

浅生委員 12番 浅生です。1番の場所、2番の場所も住宅です。3番は、荒廃農地になっており、パネルを設置して有効利用するようです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。1番、2番、3番と、地元委員さんからの異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 非農地証明願についてです。

番号1に関しては、_____案件で、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

議 長 それでは先に番号1の審議をお願いします。では、番号1の説明を事務局お願いします。

事 務 局 議案書は26ページになります。
議案第8号 非農地証明願についてでございます。
これは、登記簿上の地目が農地になっているものの、20年以上前から放棄地となり雑木などが生い茂っていたり、宅地などの農地以外のものに利用されていたりする場合には、非農地証明事務取扱要領に基づき、農地ではない旨の証明をしております。

番号1をご覧ください、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行大広_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積297㎡です。

これにつきましては、平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真によりこのとき既に山林化していることが確認できます。このことから、申請地は、耕作放棄後20年以上が経過している土地で、農地への復元も困難であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。番号1について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号1につきましては証明をすることに決定いたします。

議 長 番号2から番号5の説明を事務局からお願いします。

事 務 局 番号2から番号4につきましては隣接地になりますので一括して説明をさせていただきます。

番号2、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行大広_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積128㎡。

番号3、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行大広_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積36㎡外3筆、合計面積123㎡。

番号4、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行大広_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積466㎡。

この3件につきましては、いずれの案件につきましても、添付された平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真により、このとき既に山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は、耕作放棄後20年以上が経過している土地で、農地への復元も困難であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

次に、番号5、地区 安西、願出者 _____、申請地 芸濃町萩野前川原_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積33㎡です。

これにつきましては、家屋の登記簿謄本により、申請地には昭和52年3月30日に、居宅が新築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、先にお認めいただいた番号1の案件を含めて、5件の合計面積は1,047㎡、このうち田が33㎡、畑が1,014㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。番号2から番号5について地元委員の意見を伺います。2番から4番の黒田は私です。山林化して説明の通りでありますので、問題ありません。5番 安西。

石井委員 9番 石井です。14日に現地確認を行いました。事務局の説明通り何も問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんから異議のない旨発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号2から番号5については許可をすることに決定いたします。

次に別紙でお配りしました議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

農地の売買や賃貸借を行う場合、市街化区域の土地以外であれば、農地法3条とは別に、この法律により行うことができます。この場合には利用権の設定という表現をしております。最近では、農地の貸し借りの多くはこの制度です。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で56,349㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8,329㎡、契約件数は17件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で36,543㎡、畑の使用貸借で2,046㎡、契約件数は13件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で181,129㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,939㎡、契約件数は48件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で52,396㎡、畑の使用貸借で970㎡、契約件数は18件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11,619㎡、畑の使用貸借で164㎡、契約件数は6件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて

338,036㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で13,448㎡、合計契約件数は102件、合計面積は351,484㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で10件、河芸地区3件、安濃地区42件、芸濃地区12件、美里地区1件で合計68件、合計面積は256,833㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農業地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することに致します。

以上で本部会に付議されました案件の審議は全て第4回第1農地部会を修了致します。

午前11時27分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年4月21日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____